

国立大学法人滋賀医科大学民間等共同研究取扱規程

平成16年4月1日制定

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「共同研究」とは、次のものをいう。

イ 本学における共同研究

本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員（以下「教員」という。）が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究

ロ 本学及び民間機関等における共同研究

本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの

(2) 「民間等共同研究員」とは、民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、本来の教育研究に支障を生じることがないと認められ、かつ優れた研究成果を期待できる場合に限り受け入れるものとする。

(共同研究の申込み)

第4条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長（以下「申請者」という。）は、所定の共同研究申請書を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の共同研究申請書を受理したときは、速やかに当該共同研究の代表者（以下「研究代表者」という。）に通知するものとする。

3 研究代表者は、当該共同研究の実施に関し、所属する講座等の長と協議の上、支障がないと認められるときは、所定の共同研究計画書を学長に提出するものとする。

(受入れの決定等)

第5条 共同研究の受入れは、知的財産委員会専門部会の議を経て、学長がこれを決定する。

第5条の2 学長は、共同研究の受入れを決定したときは申請者に通知するとともに、速やかに申請者との共同研究の契約を締結するものとし、併せて研究代表者にこれを通知するものとする。

(研究料)

第6条 民間等共同研究員の研究料は、1人につき年額420,000円とし、月割り計算はしないものとする。

2 同一年度において研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。

3 既納の研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第7条 共同研究に要する経費は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 本学における共同研究の場合

イ 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

ロ 民間機関等は、共同研究遂行のために、イにより本学が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、教員の人件費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料、施設設備利用料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該共同研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）を研究経費として負担するものとする。

ハ ロに定める直接経費のうち、教員の人件費の額は、次の表に従って算定する。

区分	1時間当たりの単価
教授	6,000円
准教授	5,000円
講師	5,000円
助教・助手	4,000円

ニ 本学は、必要に応じ、予算の範囲内において、ロの直接経費の一部を負担することができるものとする。

(2) 本学及び民間機関等における共同研究の場合

前号の経費に加え、民間機関等における共同研究に要する経費等は、民間機関等の負担とする。

2 前項第1号ロに規定する間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができる。

(1) 共同研究の相手方が国（国以外の団体等で国からの補助金を受け、当該経費により研究を実施することが明確なものを含む。以下同じ。）である場合

(2) 共同研究の相手方が前号以外の場合であって、次のいずれかに該当する場合

イ 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益性の増進に著しく寄与するものと期待されるもの

ロ 本学の教育研究上極めて有意義であると認められるもの

(設備等の取扱い)

第8条 前条第1項第1号により、共同研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 前条第1項第2号により、共同研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

3 本学は、本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

(研究場所)

第9条 教員は、共同研究のために必要な場合には、民間機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、教員が当該民間機関等の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として手続をとるものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第10条 研究代表者は、当該共同研究を中止し、又は期間を延長する必要が生じたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告により、天災その他研究遂行上やむを得ないと認めるときは、申請者と協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

3 学長は、前項の規定に基づき当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長したときは、その旨を当該研究代表者に通知するものとする。

(共同研究の中止に伴う研究経費の取扱い)

第11条 学長は、前条第2項の規定に基づき当該共同研究を中止した場合において、第7条第1項第1号ロの規定に基づき納付された研究経費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を申請者に返還することができる。

(特許出願)

第12条 学長及び申請者は、共同研究に伴い発明が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 学長又は申請者は、教員又は民間等共同研究員が共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。
- 3 学長及び申請者は、教員又は民間等共同研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持ち分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同出願を行うものとする。ただし、申請者から特許を受ける権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとする。
- 4 学長は、前項による共同出願契約を締結する場合、教員が当該民間等共同研究員と合意予定の持分案について、本学の知的財産本部会議に諮るものとする。

(特許権等の実施)

第13条 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「本学が承継した特許権等」という。）を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

2 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

3 第1項の場合において、民間機関等若しくは民間機関等の指定する者が本学が承継した特許権等を、前項の場合において、民間機関等の指定する者が共有に係る特許権等を、それぞれ優先の実施の期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は、当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、学長は、民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者に対し、当該特許権の実施を許諾することができる。

(実施料)

第14条 学長は、前条の規定により、本学が承継した特許権等若しくは共有に係る特許権等の実施を許諾したとき、又は、共有に係る特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第15条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、第12条から前条までの規定を準用する。

(研究完了の報告)

第16条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、所定の共同研究完了報告書により学長に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第17条 共同研究による研究成果は、公表を原則とし、公表の時期及び方法について必要な場合には、学長は、民間機関等と協議のうえ、適切に定めるものとする。

(事務)

第18条 共同研究の受入れに関する事務は、研究推進課において処理し、会計に関する事務は、会計課において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。